

飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱(平成24年飯塚市告示第42号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月4日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
補助金等の名称	補助対象者	補助対象経費	補助金等の名称	補助対象者	補助対象経費
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
強い農業構造確立推進事業費補助金	福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱(平成18年4月1日付け18農振第560号)別表に規定する者	福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱別表に規定する経費	強い農業構造確立推進事業費補助金	福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱(平成18年4月1日付け18農振第560号)別表に規定する者	福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱別表に規定する経費
<u>農地の大区画化・集約化推進事業費補助金</u>	<u>福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱(平成18年4月1日付け18農振第560号)別表に規定する者</u>	<u>福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱別表に規定する経費</u>			

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、令和8年7月29日から適用する。